役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人道

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人道（以下「当法人」という）定款第９条、第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員（所定週平均４日以上の業務にあたる役員等をいう。）については、報酬を支給する。

（２）非常勤役員等（常勤役員以外の役員等をいう。）については、業務に応じた報酬等を支給する。

（常勤役員の報酬の算定方法）

第３条　常勤役員に対する報酬の額は、別表第１に定める額を上限とする。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第２に定める額

（２）職務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。費用弁額の額は、別表第３の旅費支給表に定める額とする

（当法人職員給与との併給）

第５条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、前条第１号の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤役員に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月１０日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

２　非常勤役員等及び前条の役員に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第７条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）50 銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和４年１月３０日より施行する。

この規程は、令和５年６月２５日より一部改定して施行する。

この規程は、令和８年６月　７日より一部改定して施行する。

別表第１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 50 万円
理事	月額 20 万円

別表第２（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

区分	日額
評議員会への出席	5,000 円

（２）理事

区分	日額
理事会への出席	5,000 円

（３）監事

区分	日額
評議員会への出席	10,000 円
理事会への出席	10,000 円
監事監査への出席	10,000 円

（４）評議員選任・解任委員

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円

（５）苦情解決第三者委員

区分	日額
第三者委員会等への出席	5,000 円

別表第３（旅費支給表）

区分	宿泊費
交通費	役員等の居住地から計算し、一般的な公共交通機関を利用し実際の実費額
宿泊費	甲地　20,000 円　／　乙地　15,000 円
日当	5,000 円

甲地：東京都・大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市

乙地：甲地以外の地域